お知らせ：修正が発生しましたので、公示を差し替えることになりました。

修正箇所：８ページ

（２）参考資料

「本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第一グループ第一チームから配付しますので、edga@jica.go.jp 宛にご連絡ください。」を

「本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第一グループ第一チームから配付しますので、edga1@jica.go.jp 宛にご連絡ください。」に修正します。

公　示　日：2023 年 7 月 12 日（水）

調達管理番号：23a00335

国　　名：タイ

担 当 部 署： 経済開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム

調 達 件 名：タイ国熱帯山間地における小規模農業経営自立のための植物生理活性物質によるカンキツの持続的安定栽培技術開発（SATREPS）詳細計画策定調査（評価分析）

適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付等

（１） 担当業務　：評価分析

（２） 格　付　　：3 号～4 号

（３） 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

（１） 全体期間：2023 年 8 月下旬から 2023 年 11 月上旬

（２） 業務人月：現地　0.70、国内　0.50、合計　1.20

（３） 業務日数：準備期間　　現地業務期間　　整理期間

5 日　　21 日　　5 日

3.　簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

（１）　簡易プロポーザル提出部数：1 部

（２）　見　積　書　提　出　部　数：1 部

（３）　提　　出　　期　　限：2023 年 7 月 26 日（水）（12 時まで）

（４）　提　　出　　方　　法：電子データのみ

✧　　専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）

✧　提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022 年 4 月）」の「別添資料 11　業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。 提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出５営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

✧　評価結果の通知：2023 年 8 月 4 日（金）までに個別通知

提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

✧　評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載（コンサルタント等契約における失注説明の取扱いについて ｜ JICA について - JICA https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止め、評 価結果通知の別紙により評価点及び業務従事予定者の個人名を全競争参加者 に通知しますので、ご了承の上、応募願います。

4.　簡易プロポーザル評価項目及び配点

（１） 業務の実施方針等：

① 業務実施の基本方針 16 点

② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

（２） 業務従事者の経験能力等：

① 類似業務の経験 40 点

② 対象国・地域での業務経験 8 点

③ 語学力 16 点

④ その他学位、資格等 16 点

（計 100 点）

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	タイ及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

（１） 参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

（２） 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

世界のカンキツ産業において、カンキツグリーニング病（病原体である植物病原細菌の一種がミカンキジラミにより虫媒伝染することで引き起こされる病気。感染したカンキツ樹は、果実の劣化・減収を生じ、感染後数年以内で枯死に至る。）の実用的な管理技術が未確立であることから、本病害が世界のカンキツ産業を牽引するアメリカに侵入した 2005 年以降、カンキツ生産が半分に落ち込んでいる。2020 年では、全米のカンキツ生産量の約 6 割を占めるフロリダ州だけでも本病害により年間 1 兆円以上の経済損失を出す結果となっており、本病害がカンキツ産業に与える経済的損失は甚大となっている。カンキツグリーニング病の被害はアメリカに限ったものではなく、東南アジアでは、フィリピン、マレーシア、タイ中部平原で、1990 年代までにカンキツの商業栽培を放棄せざるを得ない状況が発生し、同地域で廃園に至ったカンキツ栽培面積は、日本のカンキツ栽培面積の数十倍に上っており、本病害の対策技術の確立が急務となって

いる。

タイにおける農業は主要産業であり、その中でも本案件で対象とするカンキツは、2021 年には約 4,800 万ドル相当が輸出されており、タイは世界第 28 位のカンキツ輸出国となっている。また、タイでカンキツ栽培に従事する農家の多くは小規模農家であり、カンキツは彼らの生計を支える重要な換金作物の一つとして位置づけられている。特に、タイ北部の山間地域は、同国のカンキツ栽培総面積 80 万ヘクタールのうち 96.3%(約 77 万ヘクタール)が集中しており、カンキツ生産への依存が大きな地域である。そのため、カンキツグリーニング病が同地域の小規模農家に与える影響は大きいが、現在の主要な対策は、殺虫剤による媒介虫防除、感染樹への抗生物質の投与による病原体抑制、感染樹の伐採・除去のみであり、病害伸展及び拡大を遅延させるにとどまっており、本病害そのものの治癒といった根本的な解決には至っていない。

かかる状況下、タイ王国高地研究所（以下、「HRDI」という。）は、鉄資材によるカンキツグリーニング病の管理技術を開発し、同技術を基盤とするカンキツの持続的安定栽培体系を確立すると共に、同栽培体系に基づいた経営モデルをタイ北部山間地域の小規模農家に導入し経済的自立を実証することを目的として、地球規模課題対応国際科学技術協力（以下、「SATREPS」という。）の実施を我が国に要請した。本プロジェクトは、本邦研究代表機関である国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下、「農研機構」という）と、タイ側研究機関である HRDI 及びチェンマイ大学等の関係機関との協力の下、実施される計画である。

本詳細計画策定調査は、先方実施機関や関係機関等との協議を通じてプロジェクトの協力枠組み、実施体制、成果と活動等を整理し、タイ側関係者とプロジェクトの内容を協議議事録(M/M)で合意すると共に、事前評価に必要なデータ、情報を収集、整理、分析した上で、事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、SATREPSの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及びDAC評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

（１）国内準備期間（2023 年 8 月下旬～2023 年 9 月中旬）

① 要請書・関連報告書等の資料･情報の収集･分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。

② 本邦研究代表機関や関係者等から、Eメールやオンライン会議等を通して情報収集を行う。

③ 上記①②を踏まえて、調査項目（案）を作成し、JICAと内容の確認を行う 。

④ タイ側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。その際、別途派遣される他分野の団員と内容が重複しないよう適宜調整し、他団員が作成した質問票（案）との取り纏めに協力する。作成した質問項目（案）は、現地業務期間中に回答を回収できるようなタイムラインにて、現地派遣前にJICAに提出する。

⑤ プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案を検討する。また、現地協議用資料等の作成に協力する。

⑥ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

（２）現地業務期間（2023年9月中旬～2023年10月上旬）

① JICAタイ事務所等との打合せに参加する。

② タイ側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行い、議事録を作成する。また、必要に応じて、PDMやPOに関する説明をタイ側関係機関に対して行う。

③ 事前に配布した質問票への回答回収や上記②を通じ、情報･資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。

ア） 要請背景・内容

イ） 関連する開発計画、政策、制度

ウ） 関連各組織

(a)所掌業務、組織体制、根拠法

(b)人員体制

(c)役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制

(d)予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み

(e)SATREPSの社会実装において果たしうる役割

エ） 本プロジェクトに関連する他援助機関の活動動向、連携の可能性

④調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions）を他分野の団員とともに検討する。

⑤関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM案の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス[1]を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。

⑥実施機関に対するR/D案を含むM/M案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。

⑦担当分野に係る調査結果をJICAタイ事務所等に報告する。

（３）帰国後整理期間（2023 年 10 月上旬～2023 年 11 月上旬）

①帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

②プロジェクトを巡る状況分析や DAC 評価 6 基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。

③DAC 評価 6 項目（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。

④担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

[1] https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/technical.html

（１）　業務完了報告書

2023 年 11 月 10 日（金）までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を参考資料として添付することとし、電子データにて提出する。

①　事業事前評価表（案）（和文・英文）

②　担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

③　議事録（担当分）（和文）

④　PDM・PO（案）（英文・和文）

9.　見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022 年 4 月-2023 年 4 月追記版）」の「Ｘ．業務実施契約（単独型）」及び「別添資料２　報酬単価表」を参照願います。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html

留意点は以下のとおりです。

（１）　航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本⇔バンコク⇔チェンマイ（直行便及び国内便も含む）を標準とします。

（２）新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR　検査代及び隔離期間中の待機費用等も必要に応じて適宜、見積書に計上ください。

10. 特記事項

（１）　業務日程／執務環境

①　現地業務日程

現地業務期間は 2023 年 9 月中旬～10 月上旬を予定しています。

本業務従事者は、JICA の調査団員に 1 週間先行して現地調査の開始を予定

しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア） 総括（JICA）

イ） 協力企画（JICA）

ウ） 研究企画（JICA）

エ） 研究総括（農研機構）

オ） 研究企画・研究調整（国立研究開発法人科学化学技術振興機構）

カ） 評価分析（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA タイ事務所よる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア） 空港送迎：あり

イ） 宿舎手配：あり

ウ） 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ） 通訳傭上：英語⇔タイ語の通訳を提供

オ） 現地日程のアレンジ:JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

（２） 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第一グループ第一チームから配付しますので、edga1@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

・要請書

・提案書

② 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア） 提供資料：「独立行政法人国際協力機構　サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」

イ） 提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本　文　：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

（３） その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA タイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」（http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上